

〔開会の宣告〕

遠藤洋路 教育長

令和3年1月定例教育委員会会議を開会いたします。

〔会議の成立〕

遠藤洋路 教育長

本日は、私の他4人の委員が出席しておりますので、この会議は成立しております。

会議録署名人は、出川委員と小屋松委員とします。

〔公開の審議〕

遠藤洋路 教育長

本日の会議の内容につきましては、会議日程のとおりですが、本日の議事のうち、議第1号 令和2年度熊本市一般会計及び特別会計（奨学金貸付事業会計）補正予算（2月補正予算）について、議第2号 令和3年度熊本市一般会計及び特別会計（奨学金貸付事業会計）当初予算について、議第3号 熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例案に対する意見について、議第4号 熊本市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について、議第5号 熊本市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例の一部改正について及び議第7号 財産の取得については、会議規則第13条第2号「教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する案件」の非公開事由に該当することから、非公開の審議が適当と思います。

議第1号から議第5号まで及び議第7号につきまして、非公開に賛成の委員は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

遠藤洋路 教育長

全員賛成により、議第1号から議第5号まで及び議第7号は非公開とします。

日程第1 前回会議録等承認

遠藤洋路 教育長

12月24日開催の令和2年12月定例教育委員会会議を各委員のお手元に配布しております。この会議録を承認することに、ご異議はありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、前回会議録を承認することに決定します。

日程第2 事務局報告

(1) 事業・行事等報告について

- 前回定例会議（R2. 12. 24）以降の事業・行事報告
- 今後の予定

日程第3 議事

- ・議第6号 熊本博物館協議会規則の改正について

《田端 文一 熊本博物館長 提出理由説明》

〔採決〕 【原案どおり承認された】

日程第4 報告

- ・報告（1）令和2年第4回定例会市議会報告について

《資料事前配布》

西山忠男 委員

何ページだったかは忘れてはいたけれども、放射線の指導の副読本について質問があったと思いますが、これはどういう趣旨での質問だったのでしょうか。
すみません、4ページです。

大江剛 指導課長

放射線の副読本につきましては、毎年小学校、中学校に入学する児童生徒に文部科学省のほうから直接学校のほうに配付されるんですけども、そのことについていろいろ、放射線のマイナス部分があまり取り上げられていないんじゃないかとかそういうところのご指摘で、自治体によりましては一旦回収した自治体もあるから、中身を検証する必要があるんじゃないかというようなお話だったかというふうに承っております。

西山忠男 委員

これは福島原発以後につくられて配付されているものでしょ

大江剛 指導課長	うか。 そのように理解しております。
西山忠男 委員	本市は直接放射線の被曝の恐れがある状況ではないわけなんですけれども、それでちょっとどうしてこういう質問が出たのかよく分からないというのと、実際にこれが活用されているかどうかということ、ちょっともう一度お尋ねしたいんですけれども。
大江剛 指導課長	各学校にはいろんな教科、社会ですとか理科ですとか、あるいは小学校、中学校では広島、長崎に平和教育の一環で修学旅行に参りますけれども、そういったときに利用している活用例が多く見られるというところがございます。
小屋松徹彦 委員	3点ほどちょっとお伺いしたいんですけれども、まず1つは4ページ、新学習指導要領についてというところで、教え方の問題でしょうか、「未だに一般的に教える授業が散見され、一部の教員において授業観が変わらず、授業改善のノウハウも共有できていない」というこの点と、それからもう1つ、ICTの活用についても確か触れてあったですね、もうちょっと後のほうだったと思いますけれども。こちらのほうも少し活用の仕方に教員の中での差が出てきているという、そういったものがあるという中で、指導主事の方が研修に関わっていらっしゃるようですけれども、特にICTの活用なんていうのは早めに皆さんがスムーズにこなせるようにならないと、授業自体が大丈夫なのかなというようなことになってしまいますけれども、この指導主事さんというのは今何人くらいでこの研修を、支援をされているのか。それをちょっと1点お伺いしたいと思います。 それから、先に質問だけいいですか。
遠藤洋路 教育長	はい。3つということで、どうぞ。
小屋松徹彦 委員	2つ目が今度は6ページ、スマートフォン、携帯の件なんですけれども、これについてこの中を見てもみると、一定の条件を満たした場合には持込みを認めるべきであるというふうなのが文科省の考え方にあるようですけれども、この取扱いについては今後の校則の見直しの中で、それぞれの学校で見直しを進

めていただきたいというふうに書いてあります。具体的には、例えば今後校則の見直しの中でこの携帯について触れられる機会が恐らく各学校で出てくる可能性は大きいと思いますけれども、まずこの文科省の中で言う、一定の条件を満たした場合には持込みを認めるべきではないかという、この一定の条件というのがどういうことなのか、何か具体的にあるのかないのか。

それから、それぞれの学校の中の校則で決めていくのか。ここら辺がちょっとどうなんだろうということ教えていただきたいという、方向性でも構いませんが、教えていただきたいと思います。

それから、もう1つは7ページ、PTAに関する件なんですけれども、最近このPTAの加入率というのが下がってきているというふうなことをお聞きしていますけれども、やっぱり任意加入というのがどんと出てきたものだから、どうしても加入しなくてもいいやという、風潮的にもあまり役職を担いたくないからということで、できればもうPTAに入ること自体を避けるというか、何かそういうふうな傾向がちょっと出てきているんじゃないかなと。

この傾向というのは、やっぱり今後の地域の力を利用する、活用するというときに、非常に懸念される部分だと思うんです。それについて学校としてはどのような対応というか、下のほうに、学校向けのQ&Aみたいなものをつくって、「誰もが参加したくなる魅力的なPTA活動」と書いてありますが、果たして誰でも参加できるような魅力的な活動というのはどんなことを指していらっしゃるんだろうと、そういったこともちょっと気になったりして。このPTAに対する教育委員会としての関わり方というか、ここら辺をちょっと、何か今考えていらっしゃるものがあれば教えていただきたいという、これが3点目です。以上です。

遠藤洋路 教育長

はい、分かりました。

では、今3点いただきましたので、1点目の指導要領、それからICTですね。

森江一史 教育センター
所長

まず、お尋ねの最後の質問の指導主事の数について、私のほうからお答えいたします。

教育センターには、各教科等の指導主事がおります。また、指導主事という職名ではございませんが、その指導主事をサポ

廣瀬泰幸 教育センター
副所長

ートするといえますか、退職校長等の再任用の主任主事が各教科等におります。この再任用の主任主事につきましては、現場のほうにはステップアップサポーターということで授業づくり支援のほうにも取り組んでおります。

指導主事、主任主事合わせまして、各学校を担当しております職員が36人おります。

では、学習指導については廣瀬副所長のほうからお答えいたします。

それでは、指導要領に沿った学習のあり方の学校の教職員への指導についてお答えをしたいと思います。

指導要領で「主体的・対話的で深い学び」を進めるようにとありますが、各指導主事は学校担当制により、学校の担当の指導主事ということでもありますので、それぞれの学校におきまして、学校からの要請に応じ、研修等でそういった内容についての研修をしているところです。

昨年までの学校訪問などでの授業の見取りから、熊本市の授業の改善のポイントとして、めあてと対話と振り返り、こういったところをしっかりと内容を高めて行えるように、指導を進めているところであります。

今年度は、こういったコロナ禍で、学校訪問ができておりませんが、次年度から学校訪問を開始するために、今準備を進めているところでございます。

本田裕紀 教育センター
副所長

私のほうからはICTに関する研修について、補足をさせていただきます。

先ほど指導主事の数がありましたけれども、今、教育情報室を中心として、それを専門として指導する指導主事が6名おります。その指導主事が中心となって、各学校を訪問したり、また、今はこういう状況ですのでオンラインで教育センターから、授業づくり、またタブレットの活用の推進についてのサポートをしたりしているところでございます。

また、学校のほうには推進リーダーというチームをつくって、そういったチームに対する働きかけ、また、学校の中で広めていただくために、リーダーに対する研修も含め、いろいろな実践の共有化というのを今、図っております。さらに、そういったものをタブレットの中に情報共有できるシステムをつくりまして、教材の共有等を図りながら、今、それぞれ教職員の指導

小室松徹彦 委員	力の向上に当たっているところでございます。 先ほど学校担当の主事の方がいらっしゃるということでしたけれども、例えば学校何校に対して1人とかいう、そういう割合を出してもらえれば。
森江一史 教育センター 所長	先ほど言いました学校担当、指導主事、また主任主事で担当しておりますが、全ての学校を担当するというので、1人当たり5校を平均として担当しております。私と副所長も実は担当校がございまして、私たちは、数は少ないんですけども、センターを挙げて各学校を回っているという状況でございます。
小室松徹彦 委員	もう1回だけ。 このコロナ禍の中でなかなか学校訪問ができていないということでしたけれども、学校訪問ができないから、だから指導ができないということではないと思うんですが、それに代わるやり方というか、それこそオンラインとか何かでやっていらっしゃるのでしょうか。
森江一史 教育センター 所長	年間を通しまして、こちらでは月に1回は学校に連絡を取って学校の様子、情報を把握しようということで、できる限り学校に足を運んでおります。 また、運べないときには電話で情報を収集したり、あるいはオンラインを通して研修を学校とつないでやったりしております。何らかの形で教育センターと各学校がつながる。また、学校のほうから、ぜひちょっと学校の様子を見に来てほしい、また、この先生は心配なので見に来てほしいという要請もありますので、そのときには要請訪問とかたちで定期的な訪問以外にも訪問するというようにしております。
遠藤洋路 教育長	では、1問目はよろしかったですか。 では、2問目、スマホに関しては、誰から。
濱洲義昭 学校改革推進 課長	この応答要旨にあります「一定の条件」、文科省が出した昨年7月31日の通知によりますと、中学校の場合ですけれども、4つありまして、生徒が自らを律するようなことができるようなルールを学校のほか、生徒や保護者が主体的に考え、協力し

	<p>て作る機会を設けること。それから、学校における管理方法や、紛失等のトラブルが発生した場合の責任の所在が明確にされていること。フィルタリングが保護者の責任のもとで適切に設定されていること。携帯電話の危険性や正しい使い方に関する指導が学校及び家庭において適切に行われていること。これらについて合意されて、必要な環境整備が講じられている場合に限って持込みを認めること。このような通知が出されていて、これは総合支援課が窓口になっておりますけれども、学校に既に通知しておると。</p> <p>とはいえ、このアンケート調査の中でも持込みを、安全確保の面ですとかそういったところから認めてほしいという話があったということを受けまして、今後進めていく見直しの中では仕組づくりを各学校でという話を中心に考えていたところです。</p> <p>その中で、この件についても一緒に話し合っていて進めていただければというふうに今のところ考えております。</p>
小屋松徹彦 委員	<p>各学校の中で、携帯の持込みはもう認めるべきだという方向性になったときに、あとはそれぞれの学校の校則の中でそれを規定していくというか、何か非常に重たいなと思うんですね。もう少し何かその前段階というか、せめてこれぐらいまでは共通のというか、何かそういう条件がある中での各学校のそれぞれの校則となったらもっとやりやすいかなと思うんですが。そこら辺でもう少し教育委員会として関わるというか、そういったことはないんですか。</p> <p>それと、今のは中学校でしたけれども、小学校での携帯の持込みというか、これも一緒に何か考えていかなければと思うんです。要するに安全面というかそういった面から、やっぱり小学生の携帯持込みは結構要望が出てくるんじゃないかなというふうに思うんですけれども。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>教育委員会がある程度大枠を決めたほうがいいんじゃないかということ、小学校はどうかということですね。いかがですか。</p>
川上敬士 総合支援課長	<p>文科省の通知文の中では、小学校は登下校の距離も短いということで、基本的には小学校は持込み禁止です。中学校になりますと、やっぱり通学距離が長くなったりすることがあって、</p>

遠藤洋路 教育長

安全面、そういったものを考えて、学校または教育委員会として持込みを認めることができる、そういう基準を示したということで、必ずしもこれが携帯電話を持ち込んでいいという方向に進むのではなく、中学校でも基本的には原則持込み禁止です。ただ地域の条件等によって、やはり学校として、教育委員会として、持たせる必要があるというふうに考えた場合には、一定の条件を満たす範囲の中で認めるべきという流れになっております。

だから、文科省としてもどんどん持込みを認めていきなさいというスタンスではないのかなとは思っているところです。

やっぱり熊本市内でも地域や校区の実態が違いますので、一律に何かこういうものをクリアすれば認められるというのはちょっと難しいところもあるのかなと考えております。

ここにある文科省の通知というのが書いてありますけれども、ここでもやっぱり中学校でも原則持込禁止なんだけれども、学校と保護者の間で合意がなされて、これこれこういう場合には認めるということですね。

だから、学校の中で話し合いをして合意するということが一応前提にされているわけですね。それは熊本市でもそれぞれの学校でその部分は決めてもらうというところがどうしても出てくるのかなというふうには思います。

川上敬士 総合支援課長

実際、もう熊本市内でも、個別に携帯電話の持込みを許可しているというか認めている件数は意外とたくさんあります。健康上であったり安全面であったり、どうしても保護者が持たせたいという場合には個人的に相談を受けて、ここにもありますように、基本的に子どもは学校で使うことはありませんので、職員室等で預かってという対応はありますけれども、今回のものは、学校や教育委員会で認める場合の条件になっているということです。

小屋松徹彦 委員

要するに原則禁止なんですと。そこをスタートにして、その中で例外的にとか、何かそういうふうなことがきちっともう少し伝わっていると、持ち込んでいいのかなという流れになっていかないかなと思いますんで、原則禁止ということはやっぱりきちんと伝えていってあげたほうがいいと思います。

遠藤洋路 教育長

では、3点目のPTAについてです。

水町美延 青少年教育
課長

PTAは学校や地域と連携していただいて、子どもたちのために活動していただいている社会教育団体であります。PTAの方々、子育てに対する研修会とか親子の触れ合いを深める行事等を開催していただくなど、家庭教育を支援する活動に一生懸命取り組んでいただいているところです。

また、学校活動においても、保護者の皆様方には運動会などの行事の運営補助とか環境美化など教育活動にもご協力をいただいている、子どもたちの成長を促すうえで大変重要な役割を果たしていただいていると認識しております。

先ほど委員がご指摘いただいた「誰もが参加したくなる魅力的なPTA活動が推進されるよう」ということで、PTAの活動でよい取組をされている活動については広報紙とか、それからホームページなどを活用して広く広報することで、皆さんに活動したいな、自分たちも参加したいなと思っていただけるように、そういう支援をしていきたいと考えているところです。

ただ、今回の一般質問の中で取り上げていただいたように、このPTAの入会と、それから学校の個人情報の取扱いという点において少し課題が見えてきまして、任意加入であるということの周知、それから個人情報の取扱いについて、皆さんがきちんと透明性を持って理解したうえで加入していただけるよう、そして適正に個人情報が学校でも取扱いがされるように、現在、Q&Aとかチェックリストをお示しできるよう取り組んでおります。そしてたくさんの方にご理解をいただいて、ますますPTAが活発に活動いただけるようになるように努めていきたいと思っております。

小屋松徹彦 委員

加入率はどんななんですか、やっぱり下がっているんですか、ずっと。

水町美延 青少年教育
課長

個々の単位PTAの加入率についてはちょっと情報が市のPTA協議会も個別の加入率を把握されていないということで、私どもも掴んではないんですが、やはり任意加入であるということと、保護者の方の多忙というような状況もあって加入率が下がっているという声は実際に聞いているところであります。

小屋松徹彦 委員

減っているという、皆多忙だからという理由は分からないでもないですけども、特に新入生の保護者の方というのはやっぱり子どもたちが新しい環境の中に入ってすぐなので、一番新鮮な状況だと思うんで、そこでPTAの良さとかを必死に伝えていくというか、その辺から入っていかないと無理なのかなというふうに思っているんですけども。

やっぱりPTAの方々というのは、結果的には子どもたちがその学校を卒業したときには地域にいらっしゃって、今度は地域の活動の中で一緒に、同じようにやっていってもらいたいわけですよ。だからそういう繋がりがきちんとできるように、やっぱりPTAの活動楽しかったねというのがどんどん残ったほうが、かえって卒業生が地域に帰ったときに、今度は地域の活動の中にもう1回みんなが顔を合わせるというか、そういった良い方向にいつてほしいなと思いながら、ちょっとご質問させていただきました。

西山忠男 委員

PTAの加入率の問題ですけども、私自身も小学校のPTAで広報委員長を務めたんですが、やはり共働きの家庭ではなかなか参加しづらいんですよ。私の場合はいろいろ配慮してもらって、平日の会合は免除してもらって代理でやってもらってというようなことで何とかやれたんですけども、やっぱりそういうふうに共働きの家庭でも参加しやすい環境をつくっていくというのが一番大事じゃないかなと。

これからも共働きがもっともって増えていくと思いますので、そういうことをしないとPTA自体が成り立たなくなるといふことがあるんじゃないかなと思います。

遠藤洋路 教育長

ありがとうございます。

それに関しては、何かコメントはありますか。よろしいですか。

西山委員、特にいいですか。

西山忠男 委員

はい。

遠藤洋路 教育長

他にこの件に関してご意見、ご質問がありましたらお願いします。大丈夫ですか。

ないようであれば、本件は以上といたします。

- ・報告（2）広報広聴関係について

《事前資料配布》

- ・報告（3）第2回熊本市小中一貫教育懇談会について

《大江剛 指導課長 報告》

遠藤洋路 教育長

すみません。これは、報告（3）のタイトルは「第2回熊本市小中一貫教育懇談会について」と書いてありますけれども、第2回の懇談会についての報告なんですか。この小中一貫教育の進捗状況についての全体的なことなんですか。

大江剛 指導課長

申し訳ございません。題のほうが第2回というふうになってございましたけれども、今、教育長からございましたとおり、1回目を含めた今年度の懇談会の進捗状況です。2回目だけではちょっと流れがつかめませんので、1回目のほうもちょっと付け加えさせていただいたところです。

遠藤洋路 教育長

はい、分かりました。
じゃ、懇談会の報告というよりは小中一貫教育の進捗状況についての報告ですね。

大江剛 指導課長

そうでございます。

遠藤洋路 教育長

はい、分かりました。
では、本件についてご意見、ご質問がありましたらお願いします。特にありませんか。

西山忠男 委員

グループが3つあって、地域の実態に応じてこういうやり方の違いがあるんだと思いますけれども、特徴的なのはBグループとCグループでは乗り入れ授業がないとか合同行事が開催されないとかいうことがあるんですけども、この辺がないと本当に効果が上がるのかなというような気がしないでもないんですけども、いかがなんでしょうか。

大江剛 指導課長

要するに言いたいのは、Aグループのような実践形式だと効果は上がるでしょうけれども、B、Cではちょっと効果が薄いような気がいたしますがいかがでしょうかという質問です。

今、委員がご指摘いただいた乗り入れ授業ですとか合同の行事ですとか、そういったところにつきましては、確かに1小1中のAグループのほう、さらにそれぞれの校区を見ますと、もう距離的にも近い、隣同士という垣根もないぐらいのところもございますので、運動会を一緒にするですとか、あるいは幼稚園も含めた遠足ですとか、そういった取組がしやすい学校なのは確かでございます。

そういったところも含めながら、Bグループのほうにつきましては、これはもうAグループも含めてでございますけれども、さらにカリキュラム的なところも含めた連携を考えております。乗り入れ授業となりますとどうしてもやはり先生方の数がちょっと多く必要になってくるですとか、それから小中の距離が離れているとその時間のロスですとか、そういったところのデメリット的な部分もございますけれども、小学校と中学校でこういう児童・生徒を育てたいという共通の目標のもとに、カリキュラム的なところでのつながりを今後研究していただければというふうに考えておるところでございます。

遠藤洋路 教育長

「各グループのおもな取組」というところに丸がついていたり棒が引いてあったりしますけれども、これは主な取組だから、別に丸がついていないところはやらないということではないですよ。

ただ学校の数がいっぱいあったら時間がかかるとか、やるのが、調整が難しいとかそういうことがあるので、必ずやってくださいとまでは言わないけれども、できるんだったらもちろんやってほしいという、そういう趣旨なんですよね、これは。そうじゃないですか。

大江剛 指導課長

今、教育長がおっしゃったとおりでございます。こういった中でやれるところからどんどんやっていただければと思います。丸がついていないから実施できないということではございません。

西山忠男 委員

カリキュラムの連携というのがよく分からないんですけれど

大江剛 指導課長

も、本市は、小学校はどこも同じ教科書を使って、中学校も同じ教科書を使っていますよね。だから、あるモデル連携カリキュラムをつくれれば、それはどの小学校、どの中学校でも使えるんじゃないかと思うんです。

例えばCグループではそれができないような感じに見えるんですが、その辺がよく理解できないのでご説明いただけますか。

カリキュラムにつきましては、小中一貫校というふうになりますと、9年間の連続した教育課程が組めます。ですから総合的な学習の時間等で共通して何か新しい教科を実践するという場合にはそういった取組もできるというところがございます。あるいは教科の先取りですとか、逆に小学校で定着がちょっとできなかった分を中学校でさらに定着を図るという、そういった柔軟なカリキュラム編成ができるというところがございます。

出川聖尚子 委員

こちらの3ページに書かれている幼少中連携の幼のところについて質問なんですが、「幼稚園を含めると」と書いてありますけれども、就学前の子どもは幼稚園や保育園や無認可の子どもたちもいらっしゃるので、この前の、Aグループ、Bグループ、Cグループの前に幼稚園その他と連携が必要かと思いますが、それについては、ここでは議論をしないということでしょうか。

それと、様々な公立の幼稚園以外のところは、今は含んで考えてはいないということなのか、2点教えてください。

大江剛 指導課長

小中一貫という言葉からすれば、幼稚園のほうがちょっと消えておりますけれども、当然地域の幼稚園、保育園との連携はこれまでも行われておりますので、毎学期、幼少中連携の日というのをそれぞれの校区で設けておりますので、大体小学校、中学校の取組が中心にはなるんですが、そこには幼稚園や保育園の関係者の先生方にも来ていただき、行っております。

また、特に幼稚園、保育園につきましては、小学校との連携が当然深くなってまいりますし、来年度の入学してくるお子さんの様子ですとか、そういったところにつきましては個別に小学校と幼稚園、保育園とで、夏休み等も含めながら先生方の交流ですとか、あるいは保育体験をさせていただくですとか、いろんな連携もさせていただいているところです。

泉薫子 委員

そういった意味におきまして、幼稚園、保育園のほうも入っておるところでございます。

第2回の懇談会のまとめをまとめていただいているんですけども、実際小中連携でやってこういった効果があったとか、具体的に何かこういった点がすごく連携することで非常によい結果が出たとか、また、反対に、やっていくうえでの課題ですとか先生方の負担感ですとか、そういったちょっと具体的な何か、結果が分かったものがあったら教えていただきたいです。

大江剛 指導課長

この託麻東小学校、それから二岡中学校につきましては、以前から隣接している小学校、中学校、1小1中ということで、10年ほど前はキャリア教育を中心に連携を進めてこられたところなんです。

また、児童生徒の実態に基づきまして、先ほどご報告させていただきました人間関係、コミュニケーション、そういったところを柱に、小学校のほうに先に実践を進められておったところですが、中学校のほうも今年度から小学校でされていることに倣いまして、外部講師を招きながら研修をされているところなんです。

短い活動時間の積み重ねではあるんですが、この間お邪魔したときに話を聞きますと、やはり子どもたちが他の授業の中でも自然にコミュニケーションが、以前と比べるとスムーズに話し合い活動とかそういったところができるようになってきたというような話も伺っております。

先生方の負担というところにつきましては、最初はこういったことをするんだろうというような、特に中学校のほうですけども、心配もされておりましたけれども、今は先生方のほうから、小学校の取組を参考にしながら、中学校のほうでもこういったものやっていきたいというような声も多く聞かれるようになったというふうに伺っているところでございます。

小屋松徹彦 委員

これちょっと教えてくださいのことなんですが、一部教科担任制の授業、この一部というのはどういう意味なんですか。例えば教科が全部じゃなくて一部なんですよということなのか、一部の授業、全体1年間の授業のうちのこの部分だけしか教科担任制をやっていませんという意味なのか。そこをちょっと教えてもらっていいですか。

大江剛 指導課長	中学校は全てが教科担任制でございます。それに対しまして小学校のほうは、本来は学級担任制ということで、教科等の指導は学級担任が指導するのがこれまでは通例でございましたけれども、特に高学年におきましては、教科の中に教科担任制を敷いているということで、多くは理科、音楽、それから最近ですと英語あたりがどうございますけれども、こういった大規模校でクラスが4クラス、5クラスありますと、その先生方の合議の中で、例えば算数は1組の担任の先生がされるとか、社会は2組の担任がされるとか、そういった中で、より教科担任、中学校のようなところを少しずつ小学校の高学年に取り入れていただいているところです。それが中学校へのつながり、接続につながっているというところでございます。
遠藤洋路 教育長	一部の教科でということなんですね。
大江剛 指導課長	そうですね。そういうことです。
小屋松徹彦 委員	一部の教科を1年間通してやるということですね。
大江剛 指導課長	年間を通す教科もありますし、時期によってというところもあるということです。
遠藤洋路 教育長	じゃ、教科は一部で、時期は全部と一部があるという、そういうことですか。
大江剛 指導課長	はい。
小屋松徹彦 委員	将来的には年間通してそういうのをやっていく方向なんでしょうね。その途中段階ということで一部というふうに捉えておけばいいんですか。
大江剛 指導課長	はい。
遠藤洋路 教育長	他にいかがですか。よろしいでしょうか。 他になれば、本件は以上といたします。

・報告（4）令和3年度（2021年度）市立高等学校使用一般図書の採択について

《大江剛 指導課長 報告》

遠藤洋路 教育長

では、本件についてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。特にありませんか。

西山忠男 委員

本件と直接は関係ないんですけども、教科書のリストを見ていつも思うんですが、必由館では、理科ですけども、地学を教えていないんです。千原台では物理と地学を教えていないんです。というふうに見られるんですけども。要するに教科書がないわけです。それは、教えられる教員がいないからなんでしょうか。

私は、できれば生徒の選択によってどの教科も学べるような仕組みをつくっておいたほうがいいと思うんですけども、現状では、今言ったように、必由館では地学を学べない、千原台では物理と地学は学べないということになっているように見えるんですけども、そうなんでしょうか。

大江剛 指導課長

大変申し訳ありません。そこにつきましてはちょっと把握をしておりましたので、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

遠藤洋路 教育長

じゃ、確認して返事をします。

他にはいかがですか。よろしいですか。

じゃ、今の点は後ほど確認を取った上で回答するとして、本件は以上といたします。

・報告（5）SNSを活用した悩み相談等事業について

《川上敬士 総合支援課長 報告》

遠藤洋路 教育長

では、本件についてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。特にありませんか。

	<p>私から1つ質問ですけれども、この相談内容の分類を「トークで相談」と「みんなに相談」で別の分類にした理由は何かあるのでしょうか。</p>
<p>川上敬士 総合支援課長</p>	<p>「トークで相談」のほうは、10分の10の文科の全額補助を受けてやっておりまして、文科に報告するために、文科省の報告の分類に分けております。</p> <p>「みんなに相談」というのが、なかなかこの分類で分けにくいということがありましたので、内容、分類項目を大きな項目にしたために、「トークで相談」と「みんなに相談」の項目分けがちょっと変わってしまったということです。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>「トークで相談」というのが延べ1,249件相談があつて、分類できなかった相談を除く747件の内訳がここということは、つまり分類できなかったものが500件ぐらいあるわけですね。これは確かに分類できなさ過ぎですね、ちょっと。そんなに分類しにくいんですか。</p>
<p>川上敬士 総合支援課長</p>	<p>1つの相談をどこかに当てはめないといけないんですけれども、トークをやる中で相談内容がどんどん変わっていくものがあり、主の相談項目をなかなか業者が分類化できなかったものが、やはり500件ぐらいあり、それがここに出てきています。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>なるほど。じゃ、残り500件は1つに分類できなくていくつにも当てはまるみたいなものが多かったということなんですね。それは「みんなに相談」の場合はそういう問題は起こらないんですか。</p>
<p>川上敬士 総合支援課長</p>	<p>「みんなに相談」の場合は、例えば「コロナで部活動がなくて私はとても困っているけれども、皆さんはどうですか」という、その1つの質問に対して回答を寄せていきますので、分類はとてもやりやすいということです。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>なるほど。次々に変わっていくことはなくて、もう1つの質問だけだから分類がしやすいということなんですね。ただ「生きることについて」と「自分自身について」とか、どうやって分類しているのかなと思いますけれども、これは何か結構抽象的な分類ですね。どうやって分類しているんですか。</p>

川上敬士 総合支援課長

質問の書き方とかで、なかなか、「生きることをどう考えますか」とか「死について」とかいうものはここに入りますけれども、自分自身のことというところもいろんなバリエーションがあって、大きな括りでしかなかなかできないというところで、ざっくりした項目でしか分けられていないということです。

遠藤洋路 教育長

ここではほとんど全部自分自身についての相談なんじゃないんですか。そうじゃないですか。

川上敬士 総合支援課長

実際、家族についてというのもやっぱり家族と自分の関係です。自分自身についてということになりますね。すみません。ちょっとそこについては担当のほうしか分かりません。

遠藤洋路 教育長

そうすると、この「家族について」とか「友だちについて」とかに当てはまらないその他の自分自身についてがこの「自分自身について」、「その他」みたいな、そういう感じなんですかね。

川上敬士 総合支援課長

ちょっとそこは担当に確認しないとわかりません。

遠藤洋路 教育長

分かりました。
他にはよろしいですか。
では、他になければ、本件は以上といたします。

・報告（6）熊本市立平成さくら支援学校における令和3年度（2021年度）使用予定一般図書について

《若杉敏郎 特別支援教育室長 報告》

・報告（4）令和3年度（2021年度）市立高等学校使用一般図書の採択について 補足説明

遠藤洋路 教育長

さっきの西山委員のご質問の件、分かりましたか。

<p>大江剛 指導課長</p>	<p>先ほどの西山委員からのご質問の中で、必由館高校に地学、それから千原台に地学と物理の教科書がないというご質問でございましたけれども、確認しまして、先生の採用のほうが科目採用ということで、地学の採用、それから物理、地学の採用の先生がいないというようなことでございます。免許については理科ということではございますけれども、特に地学につきましては、希望する生徒が全国的にも少ない、センター試験等でも。そういったところで開設をしていないというところでございます。</p>
<p>西山忠男 委員</p>	<p>必由館には数年前まで地学の先生がおられたはずなんですよ、サイジョウ先生とおっしゃる方。その方が退職された後、補充がなされなかったということなんですかね。</p>
<p>大江剛 指導課長</p>	<p>今の先生のお話はちょっとお聞きしておりませんが、今、指導課におります指導主事に確認しましたところ、数年前からもう地学はないというところでございました。</p>
<p>西山忠男 委員</p>	<p>確かに受講希望者は少ないので開設しにくい。そのために教員を採用するのもなかなか難しいという状況は理解できますけれども、それでいいのかなというのが正直な感想なんです。やはり熊本地震も経験して阿蘇火山を持っている、地学現象というのは非常に熊本市民にとっては重要な問題であるにもかかわらず、それを学ぶ機会を奪っていることになっているわけですよ。ちょっと割り切れないものを感じます。物理も同じですけども、物理だって非常に重要な学問ですから、千原台で物理を希望する人が取れないというのはどうかなという気がいたします。</p> <p>学校の事情は分かるとしても、そういう感想を持っているということです。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>募集したけれども採用の人がいなかったのか、そもそも募集していないのかよく分かりませんが、生徒の希望はないんですか。それも分からないんですか。</p>
<p>大江剛 指導課長</p>	<p>そこは、はい。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>希望があるなら、それは受講できるようにしてあげたほうが</p>

大江剛 指導課長

いいんでしょうね。

ちなみ私は、高校は地学選択でした。簡単そうだからという安易な理由で選びましたけれども、そういう人も中にはいるかもしれない。そういう人もいるかもしれないって変ですけども。物理と地学は確かに選びたい人が選べないという、もしいればですけども。誰もいないとなったらしようがないでしょうけれども、いれば選べるようにしてあげればいいのかと思います。ちょっとそこは検討してみてください。

分かりました。

遠藤洋路 教育長

他にいかがですか。

西山委員等も教えに行ってもいいんですよ。

では、よろしいでしょうか。

今の件は以上です。

日程第5 自由討議

- ・テーマ「学校における新型コロナウイルスの感染状況とその対応について」

《福島慎一 教育政策課長 説明》

遠藤洋路 教育長

では、資料の説明がありましたが、あとは自由にご意見を言っていたきたいと思います。

西山忠男 委員

ちょっと今のご説明に対する質問よろしいでしょうか。

1ページ目の2番「保健所による学校関係者への接触状況の調査について」の（2）「調査結果が調査の当日に判明しなかった場合」の③「感染者が教職員の場合は、学校の全部を休業とする」ということになっておりますね。

しかし、文科省の指導では「感染者が1人発生したことのみをもって、学校全体の臨時休業を行うことは、控えてください」とありますね。この辺どういうふうに整理するのかなというのが1点と、実際本市の場合、教職員が感染、陽性者が出たところで休校にしていけないケースが結構ありますよね。12月30日とか1月7日とか1月14日とか。この辺ちょっと、どういう考え方でこうなっているのかよく理解できなかったのが教え

	てください。
福島慎一 教育政策課長	確かに西山委員がおっしゃるとおり、文科省の通知と、この教職員が感染した場合は少し取扱いが違う、これは事実ですが、私どももこの通知文をつくる中で、やっぱり教職員、特に中学校においては、どのくらいの子どもと接しているのかがその時点ではなかなか分からないということで、保健所のほうの検査の結果が当日中には分からないときは一旦閉じようということで決めさせていただきました。
西山忠男 委員	それで、本市の場合の休校にしたケースは1月21日ですけれども、そのほかのケースは休校にしていらないですね、教職員が出ても。これはその当日に結果が分かったから休校にしなかったということですか。
福島慎一 教育政策課長	多分長期休業中であつた部分かと思います。
遠藤洋路 教育長	<p>ですので、当日に学校に接触者がいないということが分かった場合には休校にしていらないということですね、教職員の感染であっても。当日に分からない場合には、教職員の感染の場合には全部を休業にしますけれども、これは文科省の通知よりも広く休業にしているということですよ。</p> <p>実際にやっぱり教職員のほうが接触の範囲が広いので、児童生徒より。ここは念のためということで休校にするという扱いにしていると。</p>
西山忠男 委員	ちょっと重ねて質問で恐縮ですけれども、12月10日から12月23日の事例を全部ばたばたと休校にしていますよね。これはまだ当時考え方が整理されていなかったからですか。
福島慎一 教育政策課長	そのとおりでございます。もう先ほどご説明したとおり、児童生徒、教職員に出た場合は、一旦学校を閉じるという方針でございましたので、そのようにしたということでございます。
遠藤洋路 教育長	これ順番に説明すると、この今の扱いにしたのが1月6日の通知ですから、1月6日以前は、感染者がいたら基本的には休校にしていたんですが、12月25日以降というのは冬休みなので、感染者がいても登校していない場合がほとんどでしたの

<p>西山忠男 委員</p>	<p>で休校にはなっていない。でも、それ以前は感染者がいて、しかも登校していてという場合は休校になっているということですね。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>分かりました。</p> <p>ということなのですが、自由討議ということですので、今こういう扱いにしているということも含め、何か学校でこういうことに気がつけたほうがいいんじゃないかとか、あるいはこの辺どうなっているんだというようなご質問でも結構ですし、ご意見でも結構ですし、あるいはそれ以外のことでも、今後の方針についてでも結構ですので。何でも構いません。もしご意見がありましたらお願いします。</p> <p>私も1件、休校の扱いは今言ったとおりですが、学校名を公表しているのとしていないのというのは何が違ったんでしょうか。</p>
<p>中村順浩 健康教育課長</p>	<p>公表については学校が公の施設であること、また地域利用、学校に関係する人の出入りとか、それから一番は感染拡大防止という観点から、これまでは学校関係者が調査対象に及ぶ場合については臨時休校というかたちを取り、そういった場合には公表を取らせていただきました。</p> <p>その後、12月になりまして、国の学校の休校についての考え方というものが改められました。学校関係者が調査対象となって、学校内で広がりがあるところを、保健所の見解を受けまして、そういった場合には、学級閉鎖とか範囲を限った閉鎖をしたりしてますけれども、そういった場合には公表をしております。</p> <p>これは児童生徒への対応でございます。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>裏を見ると、休校は6、学級閉鎖は0となっているんですね。表の数と何か合っていない気がするんですけども。休校だけでもう6以上ありますもんね。</p>
<p>福島慎一 教育政策課長</p>	<p>8校と6校の乖離は、実質が6校で、同じ学校に3回出たとかいうのがございますので、実数としては6校でございます。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>なるほど。そういうカウントの仕方なんですね。だから表の</p>

	カウントの仕方と違うわけですか。
福島慎一 教育政策課長	時系列でずっとやりましたので。
遠藤洋路 教育長	学級閉鎖は今までしていないということですね。
福島慎一 教育政策課長	はい、そうです。
遠藤洋路 教育長	そうでしたか。
中村順浩 健康教育課長	学級閉鎖については、この休校等という中には、週休日に重なったことで載っておりませんが、これまで2回、2校行っております。すみません、この資料の中では表記ができておりません。
遠藤洋路 教育長	分かりました。 この公表に関しては、休校したり学級閉鎖したら公表は当然していますし、それ以外にも学校に人の出入りがあるとか接触者がいるという場合の中で公表しているものとしていないものがあると、そういうことですか。 基本的に誰も接触していなければ公表していないけれども、誰かが接触していれば公表しているぐらいの、そんなイメージですか。
中村順浩 健康教育課長	まず、陽性者が学校の中に出て、その方が、例えば児童生徒であれば、登校はいつまでしていたのかというところが1つ大きなポイントになってまいります。そして、その陽性者が、その方が判明した日から、基本2日を遡って、そこまでが保健所の調査の対象になりますので、その間に学校に登校があれば、学校関係者の調査が入るといふかたちになります。その場合は状況に応じて学級閉鎖等を行うこととなりますけれども、しかしながら、保健所の検査によって、これ以上の広がりが考えられない、可能性がないというような保健所の判断を受けますと、学級閉鎖まで至らずに、濃厚接触者、接触者等の検査で終了するというようなこととなりますので、広がりがなく、可能性がないというときには公表には至っていないというような状況です。

遠藤洋路 教育長	分かりました。感染が広がる可能性があるかないかで公表しているかしていないかが決まっているということですね。
中村順浩 健康教育課長	そういったところになります。
遠藤洋路 教育長	<p>これまでも大分、感染が出た場合の対応はもちろんですが、休校中のいろんな対応とかも含めてやっておりましたが、今の方針は、極力休校等はしないで学習を継続できるときには継続するというでやっているということですよ。</p> <p>なので、今、県独自の緊急事態宣言が出ていますけれども、春のように一斉休校にはしていませんし、今後もこういう状況、今の状況が続くのであれば、一斉休校ということはしないということだと思います。</p> <p>それから、こちらの後ろのほうにある学習指導についての留意点というこの辺のことは、今、学校でリスクの高い学習活動は一時的に控えているとか、この辺はどのぐらい保護者の方に伝わっているのかなというところがちょっと聞きたいんですけども、いかがでしょうか。</p>
大江剛 指導課長	<p>学習指導についての留意点につきましては、今、教育長からありましたとおり、感染防止対策を講じてもリスクが高い学習活動については、一時的に停止ということで、特に近距離での活動が主に対象になっております。</p> <p>そういうところも学校に通知をしておるわけですが、それが保護者の方にどれぐらい浸透しているかということにつきましては、今のところ、申し訳ありませんが、指導課のほうでは把握はしていないというところがございます。</p>
遠藤洋路 教育長	指導課のほうに、あるいは指導課も含めて教育委員会のほうに、学校での学習活動はどうなっているのかというような問合せというのはあまりないですか。
大江剛 指導課長	この通知を出しまして、活動そのものなのかというような問合せは学校のほうからございましたけれども、そういうことではなくて、きちんと近距離での活動を、今までは気をつけながら感染防止対策を講じてしていたんですけども、もう特に近距離での活動は控えるという意味ですということでの確認は2～3はありましたけれども、保護者の方からの問合せについて

	<p>は、すみません、私のところまではちょっと届いていないというところがございます。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>不安に思う方もいらっしゃるかもしれないと思うので、その辺の伝わり方がどうなっているのかなと思ったんですけれども、じゃ、そんなにすごく問合せがたくさん来ているとかそういう状態というのはないということですね。</p>
大江剛 指導課長	<p>はい。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>はい、分かりました。 何か、感想でも何でも結構ですけれども、ありますか。</p>
西山忠男 委員	<p>休校にした場合の期間、学級閉鎖にした場合の期間、それはどういうふうに考えて決めているのかということと、突然学級閉鎖になったり休校したりするわけですから、その閉じている間の学習指導はどうするのかという、この2点をお伺いしたいんですけれども。</p>
中村順浩 健康教育課長	<p>まず、私のほうからは休校の期間についてお答えさせていただきませんが、当初、感染者が出た場合には休校というかたちを取っておりました。これについては、感染確認後、直ちに2日程度というところで設定をしておりました。といいますのが、保健所の検査、調査が入りますが、その調査、そして接触者等のPCR検査、そして判明というのが大体2日ほど要するものですから、その期間というところでまずは2日程度。また、その間に必要な箇所の消毒等を行っていたというところがございます。</p> <p>そして、2日目ぐらいには保健所の結果が出ます。その結果を踏まえて、これまでほとんどが陰性というような結果でございました。陰性が出れば、次の日からは学校の再開というかたちを取っております。</p> <p>今現在は学級閉鎖とかそういったかたちを取っておりますが、考え方については大体同じような考え方で、調査結果の判明の時間あたりを踏まえながら期間を考えているというところがございます。</p>
西山忠男 委員	<p>分かりました。今のところクラスターというほどのものは出</p>

	<p>ていないのでそれでいいかと思うんですけども、この裏のデータを見ると、やはり11月から12月にかけて、そして1月、すごく増えていますよね。やはりちょっと心配だなと思うわけです。来月あたりまではやっぱりこの程度かこれ以上の陽性者が出る可能性があって、万が一、クラスターが出たような場合のことも考えて対応を考えていかなきゃいけないんじゃないかなという気がしているわけなんです。</p> <p>そういう意味で、休校期間中の指導というのを、仮に休校が1週間、2週間となった場合に、突然そうなるわけですから対応も難しいと思うんですけども、ある程度考えておかないといけないんじゃないかなと思ったわけです。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>じゃ、仮に1週間、2週間休校にせざるを得ない場合の対応に関しては、今の考えは、教育委員会としてはどうだというのはありますか。</p>
松島孝司 学校教育部長	<p>今、お尋ねありました件に関しましては、既に1人1台のタブレットが支給されておりますので、基本的にはオンラインでの活用というのがメインになってくると考えております。現に、今年度、ある学校では学校閉鎖のために終業式をオンラインで行っておりますので、そこは十分な対応が可能と思います。</p> <p>中学校校長面談の中で、研究授業として、あえてオンラインで子どもを家に帰して参加させたという事例も聞いておりますので、準備は十分できているのではないかと認識しております。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>資料の13ページですか、ここにもタブレット等を用いた学習サポート及びICTの活用ということで出ています。これは、仮に休校になった場合というのもそうでしょうけれども、それ以外にも保護者から、心配だから自主的に休ませるといような、そういう場合にもICTを使ってサポートしてくださいということですし、当然学級閉鎖になったり休校になったりしたときにも同じような対応でやるということで、ここは実際かなり学校のほうでは、今の説明だと認識はされているということだと思います。</p> <p>一斉で全校休校ということはあまりないかもしれませんが、学校ごとに、あるいは個人ごとに見れば、濃厚接触者になった人は2週間待機だったり、実際感染した人はその期間入院したりということ、ある程度の期間学校に来られないことが今で</p>

出川聖尚子 委員

もあるので、そういう場合にはICTを使ってサポートするということですね。

2点質問させてください。

感染が確認された学校では、それぞれ混乱などはなかったのかどうか。感染が確認されたら、保護者とか児童に対してどういうふうに対応されていたのかということと、あと、感染が確認された学校以外でもそうなんですけれども、コロナに対する差別とか配慮とか、そういったものに対してどういうふうな取組が学校等で行われているのか教えてほしいなと思います。

平生典子 人権教育指導室長

実際学校で感染者が出た場合なんですけれども、その場合には健康教育課の審議員を中心に、学校のほうにまず赴いて一緒に対応するということをやっております。今、教育センターをはじめ教育委員会全体で組織的に学校をバックアップするようにして対応に当たっておりますが、学校のほうも委員会が出したマニュアルや、実際に感染者が出た学校での実践例を参考にして、初期対応の時点から、そういうものを基に十分な対応をしておられるところです。

もちろん最初の段階では、どうしていいだろうかという不安のほうが校長先生方にも多かったんですが、現在はいろんな学校での実践例もございますので、そういうものを基にして早め早めに対応をしていただいているところです。

そして、保護者への連絡ですが、保護者への周知は第1報を安心・安全メール等で行い、その後随時、学校から情報や連絡を入れています。検査を受ける児童・生徒がおりましたら、まずは安心・安全メールで、その後電話での連絡をというふうに丁寧な対応を心がけていただいております。

そして、検査が終わりました連絡であったりとか、それから検査の結果が分かったりとか、その都度保護者のほうに、また、地域のほうにも必要に応じて連絡をしているところです。

また、差別や偏見に関しての対応についてですが、これまでもずっと時機に応じて、学校に差別や偏見を生じさせないための学習資料や研修資料というものを人権教育指導室で作成して学校にデータで配付をしているところです。またあわせて、保護者へのメッセージも何度か発出しております。

さらに実際に感染者や濃厚接触者がいる学校では、人権教育指導室から指導主事等を派遣しまして、まずはどういう学習を

	<p>したらいいかの打合せとレクチャーを行って人権学習を行っていただいているところです。あと、必要に応じて学校と色々な相談をいたしまして、学校だよりでの人権学習状況の周知などのアドバイスを رفتりしています。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>学校名を公表したところで、何かそういう差別とか嫌がらせとか、そういったことがあったという事例はあるんですか。</p>
平生典子 人権教育指導室長	<p>当初の段階、学校名公表が最初にあった段階では、誰が感染したんだろうかという問合せの電話等があったということは聞いております。しかし、それについても、絶対先生たちが守るからという姿勢を子どもたちに伝え、また保護者の方にも伝えて毅然とした対応をしていただいておりますので、現在それで子どもたちが差別を受けたりであったりとか誹謗中傷を浴びたりということは聞いてはおりません。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>分かりました。 他には。</p>
小屋松徹彦 委員	<p>資料の10ページをちょっと見ながら思ったんですけども、ここで要するに教職員の方々の感染防止というか教職員同士の感染防止も含めてですけども、先生方というのは職員室がほぼいつもいらっしゃるところで、会議は職員会議があるでしょうし、あるいは校務の委員会ごとの会議とかもあるでしょうし、いろんな打合せをすとかいう、そういう集まる機会というのはどういうふうに今、されているのか。ここに書いてあるようにちゃんとリモートでできているんだろうかということ。</p> <p>それから、職員室の感染防止の状況といいますか、ビニールシートを張ってあるとか、そういったところがどれぐらい徹底されているのか。先生と子どもというよりも先生同士の感染防止、ここら辺がどうなのかなというのが1つと、もう1つ、今でもやっぱり先生方は消毒作業をされているわけですか、自分たちの教室のとか。それも大変なことだと思うんです。</p> <p>だから、自らの感染防止をしながら、なおかつ教室の消毒もしないといかんという、非常に何か過酷な状況の中に先生がいらっしゃるので、先生方の心のケアといいますか、ここら辺もやっぱりちゃんとしておかないと、先生自体が崩れていってし</p>

岩崎高児 教職員課長

まうという、その危険性もどこかにあるのかなと思ったりしています。その辺はどうなんでしょうか。

1月7日付で事務連絡というかたちで感染拡大防止の依頼文を出しておりますけれども、各学校はこのようなビニールシートを行ったですとか、そういった各職場の状況については、教職員課で100%把握はしていませんけれども、ほとんどの、大部分の学校は職員室もビニールシートを張ったりとか、そういう感染防止をされているというふうには思っております。そういった状況にあるかと思えます。

それから、この通知の事務連絡文を出しましたのが1月7日ということで、12月中に教職員の方々の感染が広がってきた状況であり、そういう意味でこの時期に通知文を出しております、消毒については、感染者が出たら保健所の指示の下で、やはり学校の先生方が中心となって消毒作業をやられているという状況でございます。

心のケアについては、これについてはどういった状況の心理であるのかというのは把握はしていません。

中村順浩 健康教育課長

先ほどの質問の中に消毒作業等の先生方の負担というところがございましたけれども、このコロナが発生しまして、今年度からスクール・サポート・スタッフという国の事業を活用して、そういったサポートをしてくれます方々を雇用しております。各学校のほうに大体1名から3名ほどいらっしやいまして、その方々にそういったこのコロナ禍の中での先生方の負担というものを少しでも軽減していただくために、学校の消毒作業、それからトイレの清掃、トイレ関係の消毒とか、そういった保健管理の面に関してのサポートをさせていただいているというところがございます。そういったところで先生方の負担を少しでも軽減できるような対策を取っているところでございます。

森江一史 教育センター所長

先ほど教育センターの学校担当指導主事のことをお話しましたが、各学校を回りまして、私も今日午前中回ってまいりましたが、本当に工夫した感染防止対策を取っております。

お邪魔しますと、まず事務室に行きますと、事務室にはもう本当にシートが張ってありますし、校長室、それから一番密になる職員室も、もう本当にそこまでしますかというぐらいシートがかかっておりますし、通知にもありますように、できるだ

	<p>け職員の集合を避けるために、職員の朝会であるとか職員会議、研修等もリモートで行うということで、各学校の実態が違いますけれども、校長を中心として、感染防止には取り組んでいるというところが、外から行きましても分かりますので、また各学校さん等のほうから情報を集めまして、課題があるところには指導していきたいと思います。</p>
小屋松徹彦 委員	<p>スクールサポーターが1名ないし何名かいらっしゃるというのは、いないよりはいいですけども、まだまだ絶対数が不足しているというか、せめて消毒ぐらいはもう先生がしなくてもいいようなぐらいのサポーターがいて欲しいですよ、本当は。というのが1つと、それから、確かにビニールシートとかも、あるいは保健所が検査に来たときに、そういったものを非常に、どの程度感染防止をしているかというのはかなり注意で見られるという点がありますので、やっぱりそれは徹底してやっておったほうが、例えば閉鎖期間も短くて済むとかそういったことにつながるかなと思うんです。だから、それはもう少し徹底してやってもらっておたらいいなと思います。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>スクール・サポート・スタッフは、もし全部消毒をそのサポート・スタッフだけでやるとしたら何人ぐらい要るんですかね。学校の大きさによりますか。</p> <p>大体どのぐらい消毒はやっているんですか、日頃。</p>
中村順浩 健康教育課長	<p>消毒については、子どもたちが帰ってからとか、そういった部分を、トイレとかよく触る共用のドアノブだとか、あと手すりだとかスイッチとか、そういったものを中心に行っているというところがございます。</p> <p>以前に比べると、消毒についてもそう過剰にする必要はないというような、国からのマニュアルでもそういったふうに改められてきておりますので、以前に比べるとそこまで必要性はないと思いますが、大勢がよく手を触れる場所とかそういったところについては、1日1回は必ずしていただいているというような状況でございます。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>1日1回ドアノブを拭くぐらいだったらそんな手間ではないんでしょうけれども、クラスとかあとどのぐらいやるかというのはそれぞれ違うということですか。分かりました。</p>

泉薫子 委員

現在の感染確認状況の表を見ますと、12月までは何件か学校内での感染というのが起こっておりますけれども、1月からは一件も起こっておりませんので、今現在の消毒とか感染対策というのが有効に働いているのではないかなというふうに感じていて、対策がなされているなというふうに思います。

ただ感染数は恐らく西山委員がおっしゃったように、2月も同じように増えてくると思いますので、どうしても長期にわたりますので気持ちが緩んできます。ですから、引き締めて引き続きやっていくということが1つは大事なかなと思います。

それと、資料の15番目の、この感染リスクの高い教育活動というのがありまして、いろんな注意が書いてあるんですけども、実際のところでどんなかを教えていただきたいんですが。やはり今は実験とか観察とかそういった近距離でするのは中止しているのかとか、給食の状況はどんなふうなのかとか、体育とかは実際どのような教育活動をやっているのかというのを教えていただきたいと思います。

大江剛 指導課長

教育活動につきましては、今、委員からありましたとおり、特に感染リスクが高い学習活動を並べさせていただいておりますけれども、これに該当するものについては当然停止ということでございます。

ただ実験につきましては、例えば一人一人に器具等が準備できて、もうグループで、近距離でしなくても済むようなものであればできるという、そういった個別の対応で実施していただいているところでございます。

泉薫子 委員

給食は。

中村順浩 健康教育課長

給食につきましては、各学校にまずチェックリストを配付しておりますので、こういったチェックリストを基に、そういった対策が取れているかというところで、先生方にもチェックをしていただきながら行っております。

まず、机を向かい合わせにしない。それから、会話をできるだけ控えるようにするというようなこと、そういった部分の飛沫を飛ばさないという、マスクを外しますので、そういったときに飛沫を飛ばさないというようにところを十分に注意していただくというところ。

泉薫子 委員

それから、給食の当番さん、受渡し、配膳、そういったところについてもチェックリストあたりでそのやり方をチェックしていただきながら対策を取って対応していただいているというところがございます。

分かりました。徹底した対策がなされていると思います。

私が言いたいのは、だんだん減ってくると思います、今回の第3波も。その状況に応じて緩めていくということもぜひやっていただきたいと思っているところです。

また、こういう予想はしたくないところなんですけれども、第4波も来るというふうに思いますので、その時々に応じて緩めたり厳しくしたりということが大事かなと思いますので、あまりやり過ぎないというか、あまりにも全てを中止するというようなかたちではなく、状況に応じてやっていただきたいなと思っております。

大江剛 指導課長

すみません。もう1つお知らせといいますかご報告といいますか、卒業式についてでございますけれども、3月に行われます卒業式につきましては、今回新たな感染リスクを生じさせないというような対応から、参加者につきましては、普段、生活を共にしている人に限る。それから、歌唱につきましても、やはり大きな声を発するというところが感染リスクを高めるというところから、もう今回につきましては歌唱も控えるというような対応を各学校にお願いしているところでございます。

遠藤洋路 教育長

この感染確認状況を見ても、12月、1月は非常に多かったんですけれども、この1週間はないんですよ。だから、大分できているのかなという気もしますけれども、まだ分かりません。このまま収まってくれることを祈りたいと思います。

泉委員おっしゃるように、各学校の努力もあって、かなり学校での感染というのは防げているのかなというふうに思っています。

他にはよろしいですか。

では、他になければ、本件は以上で終わります。

[非公開の審議]

日程第3 議事

- ・議第1号 令和2年度熊本市一般会計及び特別会計（奨学金貸付事業会計）補正予算（2月補正予算）について

《福島慎一 教育政策課長 提出理由説明》

〔採決〕 **【原案どおり承認された】**

- ・議第2号 令和3年度熊本市一般会計及び特別会計（奨学金貸付事業会計）当初予算について

《福島慎一 教育政策課長 提出理由説明》

〔採決〕 **【原案どおり承認された】**

- ・議第3号 熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例案に対する意見について

《福島慎一 教育政策課長 提出理由説明》

〔採決〕 **【原案どおり承認された】**

- ・議第4号 熊本市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について

《福島慎一 教育政策課長 提出理由説明》

〔採決〕 **【原案どおり承認された】**

- ・議第5号 熊本市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例の一部改正について

《水町美延 青少年教育課長 提出理由説明》

〔採決〕 **【原案どおり承認された】**

- ・議第7号 財産の取得について

《本田裕紀 教育センター副所長 提出理由説明》

〔採決〕 【原案どおり承認された】

〔閉会〕

遠藤洋路 教育長

本日の日程は全て終了したので、令和3年1月の定例教育委員会会議を閉会いたします。